

# 兵庫県公報

令和元年6月28日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

訓令	ページ
○ 職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令（職員課）	1
<b>県議会告示</b>	
○ 個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	1
○ 兵庫県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程	1

## 訓令

### 兵庫県訓令第2号

本 庁  
地 方 機 関

職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令

職員安全健康管理規程（昭和50年兵庫県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第1号の2、様式第3号及び様式第5号から様式第12号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員安全健康管理規程の様式については、この訓令の施行の際現に残存する改正前の職員安全健康管理規程の様式（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

## 県議会告示

### 兵庫県議会告示第2号

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月28日

兵庫県議会議長 長岡壯壽

#### 個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

個人情報の保護に関する条例施行規程（平成17年兵庫県議会告示第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。



### 兵庫県議会告示第3号

兵庫県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月28日

兵庫県議会議長 長 岡 壯 壽

**兵庫県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程**

兵庫県議会情報公開条例施行規程（平成13年兵庫県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。  
別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。